

# 公衆浴場に関する手続きについて

公衆浴場を経営しようとする方は、公衆浴場法等に基づき許可を受けなければなりません。

また、その他関係法令により手続等を要する場合があります。事前に関係機関へお問合わせください。

<関係法令>

建築基準法、消防法、都市計画法、食品衛生法、大気汚染防止法、

風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律、温泉法、自然公園法、景観法 等

なお、公衆浴場には、次の種別があります。

種別	説明
一般公衆浴場	温湯等を使用し、同時に多数の人を入浴させる公衆浴場であって、その利用の目的及び形態が地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される入浴施設 ※物価統制令に基づく公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令により、広島県知事が入浴料金の上限額を定めている。
その他の公衆浴場	上記以外の公衆浴場 スポーツ施設・保養施設に付帯する浴場、従業員の福利厚生目的の浴場 等

## 1 事前審査

公衆浴場の営業許可は、建築後の大規模な施設改善等が難しいことから、円滑に許可事務をすすめるため、「広島市公衆浴場の許可事務取扱規程」により、許可申請前の事前審査の制度を設けています。3の添付書類を添付の上、「公衆浴場構造設備事前審査願」を提出してください。

### 【申請書類】

公衆浴場構造設備事前審査願

- 1 正本、副本計2通を提出してください。
- 2 審査の結果、内容が適正であると認められるときは、審査済書を交付します。

## 2 営業許可申請

施設の確認検査を営業開始前に行いますので、3の添付書類を添付の上、「公衆浴場営業許可申請書」を営業開始予定日の概ね30日前までに提出してください。

申請手数料 (令和7年4月1日現在) 22,000円

### 【申請書類】

公衆浴場営業許可申請書

- 1 正本、副本計2通を提出してください。
- 2 審査の結果、内容が適正であると認められるときは、営業許可証を交付します。
- 3 標準処理期間は30日です。(補正期間を除く)

### 3 添付書類

事前審査願、許可申請には次の書類を添付してください。

番号	添付書類	事前審査	許可申請
構造設備概要、見取図、施設配置図、平面図等			
1	構造設備等の概要	規則 1-4	<input type="checkbox"/>
2	公衆浴場の敷地から半径 400m以内の地域の見取図（縮尺、方位並びに地域内の他の公衆浴場の敷地及び当該敷地からの距離を記載したもの）	市規 2(1)	<input type="checkbox"/>
3	施設配置図（縮尺を記載したもの）	市規 2(2)	<input type="checkbox"/>
4	各階平面図（縮尺を記載し、給排水経路を明示するとともに、各室の用途を記載したもの）（受付、履物置き場等構造設備の概要に記載がある設備の配置場所が明記されているもの）	市規 2(2)	<input type="checkbox"/>
5	立面図（縮尺を記載したもの）	市規 2(2)	<input type="checkbox"/>
6	縦断面図（縮尺を記載したもの）	市規 2(2)	<input type="checkbox"/>
7	浴槽の平面図及び縦断面図（縮尺及びボイラー、ろ過器等の附帯設備の状況を記載したもの）	市規 2(3)	<input type="checkbox"/>
8	個室付浴場にあつては、各室の展開図及び配線図	市規 2(4)	<input type="checkbox"/>
9	脱衣室、洗い場、浴槽等の求積図及びこれらの面積の計算式を記載した書類	市規 2(5)	<input type="checkbox"/>
その他（保健所長が必要と認める書類等）			
10	法人にあつては、定款又は寄附行為の写し	規則 1-1	<input type="checkbox"/>
11	法人にあつては、登記事項証明書（写しでも可）	市規 2(6) 規程	不要 <input type="checkbox"/>
12	敷地、施設全体面積、営業面積の求積図及びこれらの計算式を記載した書類	市規 2(7)	<input type="checkbox"/>
13	浴場内の照明設備の設置箇所を明示した図面及び仕様書	市規 2(7)	<input type="checkbox"/>
14	浴場内の換気及び空調設備の設置箇所を明示した図面及び仕様書	市規 2(7)	<input type="checkbox"/>
15	給排水の設備が階層をまたいで設置されている場合、給排水経路の縦断面経路図	市規 2(7)	<input type="checkbox"/>
16	蒸気又は熱気を使用する入浴設備の詳細図面	市規 2(7)	<input type="checkbox"/>
17	条例第 6 条の規定による適用除外施設を設ける場合、条例第 6 条の適用願及び適用除外に関する施設、入浴の対象者、入浴方法を記載した書類	市規 2(7)	<input type="checkbox"/>
18	水道水以外の水を飲用させる場合、水質検査結果の写し	市規 2(7)	不要 <input type="checkbox"/>
19	原湯、原水、上がり用湯、上がり用水について水道水以外の水を利用する場合、市規則第 6 条に適合することを証明する水質検査結果の写し	市規 2(7)	不要 <input type="checkbox"/>
20	温泉の含有物質又は医薬品等を原料とした薬湯を使用する場合、その物質、又は医薬品等の名称、成分、用法、用量及び効能を示す書類	規則 1-3 市規 2(7)	<input type="checkbox"/>
21	建築基準法を満たしていることが確認できる書類（検査済証等の写し）	規程	不要 <input type="checkbox"/>
22	消防法令適合通知書の写し	規程	不要 <input type="checkbox"/>
23	施設の維持管理に係る衛生上の管理運営要領	規程	不要 <input type="checkbox"/>
24	申立書（関係団体との協議結果等）	規程	<input type="checkbox"/>
25	その他、関係法令を満たしていることが確認できる書類（必要に応じて）	規程	( <input type="checkbox"/> ) ( <input type="checkbox"/> )

規則：公衆浴場法施行規則 市規：広島市公衆浴場法施行条例施行規則 規程：広島市公衆浴場の許可事務取扱規程

## 4 構造設備基準等について

基準	一般公衆浴場	その他の公衆浴場
設置場所	<input type="checkbox"/> 設置場所が公衆衛生上不適当ではないこと。 <input type="checkbox"/> 既設の一般公衆浴場との距離を 300m 以上保っていること。	
男女の区別	<input type="checkbox"/> 出入口、脱衣室、洗い場及び浴槽は、男女を区別し、互いに見通しのきかないように隔壁等を設けること。	
外部との区別	<input type="checkbox"/> 浴場の内部が、直接外部から見通しのきかないようにすること。	
履物置場	<input type="checkbox"/> 履物置場を設けること。	適用なし。
受付	<input type="checkbox"/> 受付を設けること。	適用なし。
脱衣室	<input type="checkbox"/> 男女側ともおおむね 10 m <sup>2</sup> 以上であって、入浴者の数及び浴場の規模に応じた広さを有すること。	適用なし。
	<input type="checkbox"/> 適当な換気設備等を設けること。	
	<input type="checkbox"/> 採光の十分な窓を設けること。ただし、浴場の構造上これを設けることができない場合は、この限りでない。 <input type="checkbox"/> 男女側とも入浴者の利用に十分な数の施錠できる脱衣箱を設け、その予備として脱衣籠を適当数備えること。	
浴室	<input type="checkbox"/> 男女側ともおおむね 10 m <sup>2</sup> 以上であって、入浴者の数及び浴場の規模に応じた広さを有すること。	適用なし。
	<input type="checkbox"/> 適当な換気設備等を設けること。	
	<input type="checkbox"/> 採光の十分な窓を設けること。ただし、浴場の構造上これを設けることができない場合は、この限りでない。 <input type="checkbox"/> 床面及び床面からおおむね 1 m の高さまでの周壁は、石、コンクリート、タイル等の耐水材料で築造すること。 <input type="checkbox"/> 床面は汚水が停滞しないように勾配及び溝を設けること。	
	<input type="checkbox"/> 男女側とも入浴者の利用に十分な数の給湯栓、給水栓、洗いおけ及び腰掛けを備えること。(個室に設ける場合を除く。)	
浴槽	<input type="checkbox"/> 男女側とも表面積を 1 の浴槽につきおおむね 3.24 m <sup>2</sup> 以上とすること。ただし、各浴室に 2 以上の浴槽を設ける場合の従たる浴槽については、この限りでない。	適用なし。
	<input type="checkbox"/> 石、コンクリート、タイル等の耐水材料で築造するとともに、階段を設けて、出入りの便を図るようにすること。	<input type="checkbox"/> 石、コンクリート、タイル等の耐水材料で築造すること。
	<input type="checkbox"/> 縁の高さは、洗場の床面からおおむね 0.1m 以上とし、洗い場の使用水等が浴槽に流入しない構造とすること。 <input type="checkbox"/> 浴槽内を十分に清掃できる構造とすること。	
蒸気(熱気)使用入浴設備(サウナ等)	<input type="checkbox"/> 浴場業を営む者が、外部から入浴設備内の温度を確認でき、かつ、容易に温度を調整できる装置を設けること。 <input type="checkbox"/> 入浴設備内の蒸気又は熱気の放出口その他の放熱設備が、入浴者の身体に直接接触することがない構造とすること。	
排水	<input type="checkbox"/> 汚水は適正に処理し、かつ、排水が他に著しく悪影響を与えないようにすること。	

基準	一般公衆浴場	その他の公衆浴場
便所	<input type="checkbox"/> 男女側とも浴場内から利用できるようにすること。 <input type="checkbox"/> 換気、採光、照明及び昆虫等の防除の設備を設けること。 <input type="checkbox"/> 流水式による手洗い設備を設けること。	
その他の設備等	<input type="checkbox"/> ろ過器を設置する場合は、十分なる過能力を有し、洗浄又はろ材の交換を行うことができるろ過器を設置するとともに、ろ過器の前に集毛器を置くこと。 <input type="checkbox"/> 循環配管を設置している場合において、条例第5条第11号の規定により浴槽水の消毒に当たり塩素系薬剤を使用するときは、塩素系薬剤は、ろ過器の直前に投入できる構造であること。ただし、構造上これにより難しい場合は、この限りでない。 <input type="checkbox"/> オーバーフロー水及びオーバーフロー回収槽の湯水を浴用に供しない構造であること。ただし、これにより難しい場合であって、オーバーフロー還水管及びオーバーフロー回収槽の清掃及び消毒を定期的に行い、かつ、その湯水を塩素系薬剤等により消毒するときは、この限りでない。 <input type="checkbox"/> 打たせ湯には、循環している湯水を使用しないよう努めること。 <input type="checkbox"/> シャワーには、循環している湯水を使用しないこと。 <input type="checkbox"/> 気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備の空気取入口から土ぼこりが入らないような構造とすること。 <input type="checkbox"/> 内湯と露天風呂の間は、配管等を通じて露天風呂の湯が内湯に混入することのない構造とすること。 <input type="checkbox"/> 配管は、内部の浴槽水を完全に排水できる構造とすること。 <input type="checkbox"/> 貯湯槽は、完全に排水できる構造とすること。	

	風俗営業に係る個室以外の個室	風俗営業に係る個室
個室	<input type="checkbox"/> 個室の面積は5㎡以上であること。 <input type="checkbox"/> 個室には、適当な換気及び湯気抜き設備を設けるほか、個室内で点滅できない照明設備が設けられていること。 <input type="checkbox"/> 個室には、入浴者が脱衣するために必要な場所及び設備が設けられていること。個室における脱衣場所の面積は、5㎡以内となっていること。 <input type="checkbox"/> 個室には、休憩場所を設けていないこと。 <input type="checkbox"/> 個室には、管理人に通じる非常用のベルが設けられていること。 <input type="checkbox"/> 個室への通路は共用のものとする。	<input type="checkbox"/> 個室の面積は、10㎡以上であること。 <input type="checkbox"/> 個室には、適当な換気及び湯気抜き設備を設けるほか、個室内で点滅できない照明設備が設けられていること。 <input type="checkbox"/> 個室には、入浴者が脱衣するために必要な場所及び設備が設けられていること。 <input type="checkbox"/> 出入口は、幅0.7m以上、高さ1.8m以上で開放したものとし、扉、カーテン等これを遮蔽できるものを設けないこと。 <input type="checkbox"/> 個室は、出入口から見通しのきく構造配置とすること。 <input type="checkbox"/> 個室への通路は共用のものとする。

※ 注意事項

設計に当たっては、広島市公衆浴場法施行条例（平成24年12月18日条例第64号）の他、次の要領等を参照してください。

○公衆浴場における衛生等管理要領について

（平成12年12月15日生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知、令和8年1月20日一部改正）

○循環式浴槽におけるレジオネラ症防止対策マニュアル

（平成13年9月11日健衛発第95号厚生労働省生活衛生課長通知、令和元年12月17日一部改正）

○広島市公衆浴場の許可事務取扱規程

（令和2年1月31日保険医療担当局長制定）

特に、浴槽水を循環させて使用する場合は、レジオネラ属菌による感染事故の発生を防止するため、衛生管理・水質確保が十分行えるよう所要の設備を設計してください。

## 5 営業者の遵守事項

### ○ 患者の入浴・不潔行為の禁止（法4条及び5条、法施行規則5条、条例施行規則8条）

営業者は伝染性の疾病にかかっている者と認められる者に対して、その入浴を拒まなければなりません。ただし、次のような療養のために利用される公衆浴場で許可を受けた場合は除きます。

- ① 温泉を使用する公衆浴場で、その温泉がその伝染性の疾病に対して療養効果があると認められ、かつ患者用の入浴施設が別に設けられている場合
  - ② 潮湯又は薬湯を使用する公衆浴場で、患者用の入浴施設が別に設けられている場合
- また、営業者又は公衆浴場の管理者は、公衆浴場において、浴槽内を著しく不潔にし、その他公衆浴場に害を及ぼす虞のある行為をする者に対して、その行為を制止しなければなりません。（入浴者もこのような行為をしてはいけません。）

### ○ 施設の管理基準（法3条2項、条例5条）

- 1 脱衣室及び脱衣箱は、常に清掃にし、定期的に清掃するほか、昆虫等の駆除及び消毒をすること。
- 2 洗い場、浴槽等は、常に清潔にし、定期的に清掃及び消毒をすること。
- 3 浴槽の湯は、入浴者が利用している間は、常に豊富かつ適温に保ち、著しく汚濁しないようにすること。
- 4 入浴者に利用させるくし、かみそり、タオル、パンツ等は、利用する人ごとに消毒し、清潔に保たれたものとする。
- 5 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水として使用する水並びに浴槽水は、市の規則で定める基準に適合するよう水質を管理すること。

※ 条例施行規則で定める基準

対象	項目	基準
原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水	大腸菌（特定酵素基質培地法） レジオネラ属菌（ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法）	検出されないこと。
浴槽内の湯水	大腸菌（下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年/厚生省/建設省/令第1号）第6条に規定する方法）	1ミリリットル中に1個以下であること。
	レジオネラ属菌（ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法）	検出されないこと。

- 6 浴槽水は、毎日完全に換水すること。ただし、ろ過器を使用している場合は、1週間に1回以上完全に換水すること。
- 7 ろ過器を使用している場合は、1週間に1回以上ろ過器を十分に洗浄し、又はろ材を交換するとともに、適切に消毒すること。
- 8 配管は、図面等により配置状況を正確に把握し、不要な配管を除去するとともに、適切な方法で洗浄、消毒すること。
- 9 集毛器は、定期的に洗浄、消毒すること。
- 10 貯湯槽は、貯湯槽内の水温を60度以上（最大使用時にあっては、55度以上）に保つこととし、これにより難しい場合は消毒装置を設置すること。また、必要に応じて洗浄、消毒すること。
- 11 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を毎日定期的に測定して、1リットル中0.4ミグラムから1.0ミグラムまでに保つとともに、当該測定結果を測定の日から3年間保管すること。ただし、原湯又は原水の性質その他の条件により塩素系薬剤を使用できない場合、他の消毒方法による場合等は、レジオネラ属菌に対する消毒効果が塩素系薬剤と同等以上となるよう

な方法によること。

- 12 循環配管を設置している場合において、前号の規定により浴槽水の消毒に当たり塩素系薬剤を使用するときは、塩素系薬剤は、ろ過器の直前に投入すること。ただし、構造上これにより難しい場合は、この限りでない。
- 13 原湯、原水、上がり用湯又は上がり用水であって、水道法第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の水を使用したもの及び浴槽水は、1年に1回（第6号ただし書の規定を適用する場合にあっては2回、第11号ただし書の規定を適用する場合にあっては4回）以上規則で定める水質検査を行い、当該検査結果を検査の日から3年間保管するとともに、その写しを脱衣室その他入浴者が見やすい場所に掲示すること。
- 14 オーバーフロー水及びオーバーフロー回収槽の湯水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難しい場合であって、オーバーフロー還水管及びオーバーフロー回収槽の清掃及び消毒を定期的に行い、かつ、その湯水を塩素系薬剤等により消毒するときは、この限りでない。
- 15 微小な水粒を発生させる設備を設置する浴槽の浴槽水は、毎日完全に換水するよう努めること。
- 16 打たせ湯には、循環している湯水を使用しないよう努めること。
- 17 シャワーには、循環している湯水を使用しないこと。
- 18 ろ過器等により浴槽水を循環させる場合は、浴槽水の誤飲を防ぐための措置を講ずること。
- 19 入浴者の守るべき事項を浴場内の見やすい場所に掲示すること。

#### 入浴上の注意事項（記載例）

- ・ おおむね7歳以上の男女を混浴させないでください。
- ・ 入浴を通じて人から人に感染させるおそれのある感染症にかかっている方、下痢症状のある方及び泥酔者等で他の入浴者の入浴に支障を与えるおそれのある方の入浴はご遠慮ください。
- ・ 浴槽に入る前に石鹸等を用いて身体をよく洗ってください。
- ・ 浴槽の水は飲まないでください。
- ・ 浴槽内で身体を洗ったり、浴室で洗濯したり、タオルを浴槽に浸ける等、公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないでください。
- ・ 露天風呂では身体を洗わないでください。
- ・ 使用済のカミソリを放置しないでください。

- 20 浴場内には、善良な風俗を害するおそれのある文書、図書、図画その他の物件を提示し、又は備え付けないこと。
- 21 風俗営業に係る個室以外の個室には、布団、ベッド、畳、じゅうたんその他これらに類するものを備え付けないこと。
- 22 従業員の服装及び行為については、風紀を乱すおそれのないようにすること。
- 23 施設の維持管理に係る衛生上の管理運営要領を作成し、これを従業員に遵守させること。
- 24 浴場業を営む者（自ら入浴設備の維持管理に従事する者に限る。）又は従業員のうちから、衛生管理に係る責任者を定めること。
- 25 生物膜の発生を未然に防止するよう努めるとともに、生物膜が発生した場合には、直ちに除去すること。

## 6 各種届出等

営業開始後に次の事項が生じた場合は、次の届出等が必要です。

内容	申請・届出書類	申請・届出期間	添付書類
営業者の氏名の変更 (婚姻等による)	変更届	変更後 10日以内	営業許可証
営業者の住所の変更			なし
営業施設の名称の変更			営業許可証
法人の名称、事務所所在地			登記事項証明書(写しでも可) 営業許可証
法人の代表者氏名			登記事項証明書(写しでも可)
構造設備の変更 ※ <sup>1</sup>			変更前後の図面、消防法適合通知書、 建築確認証の写し
営業の廃止	廃止届	廃止後 10日以内	営業許可証
営業の停止	停止届	停止後 10日以内	一部停止の場合であって、停止部分の記載が 困難な時は、その部分がわかる書類
営業者の地位を相続 により承継したとき ※ <sup>2</sup>	地位承継届 (相続)	遅滞なく 届出	戸籍謄本(相続人を確定できるもの)又は法 定相続情報一覧図の写し(コピーでも可) 相続人全員の同意書 営業許可証
営業者の地位を法人の 合併により承継したとき ※ <sup>2</sup>	地位承継届 (合併・分割)		合併後存続する法人又は合併により設立さ れた法人についての、定款又は寄附行為の写 し及び登記事項証明書(写しでも可) 営業許可証
営業者の地位を法人の 分割により承継したとき ※ <sup>2</sup>			分割により営業者の地位を承継する法人に ついての、定款又は寄附行為の写し及び登記 事項証明書(写しでも可) 営業許可証
営業者の地位を事業譲渡 により承継したとき ※ <sup>2</sup>	地位承継届 (事業譲渡)		事業譲渡により営業者の地位を承継した法 人についての、定款又は寄附行為の写し及び 登記事項証明書(写しでも可) 営業許可証 事業譲渡証明書
営業許可証の亡失又は き損	営業許可証再交付 申請書	速やかに 申請	営業許可証(き損の場合)
管理者の設置(自ら公衆浴 場の管理を行わないとき)	管理者設置・ 変更・廃止届	速やかに 届出	なし
管理者の変更			なし
管理者の廃止			なし

※<sup>1</sup> 営業者の変更、施設の移転・拡張その他大幅な構造設備の変更、種別の変更(「その他」から「一般」)等の場合、新規営業許可手続が必要ですので、必ず事前に相談を行ってください。

※<sup>2</sup> 事業を承継(相続・合併・分割・事業譲渡)する場合についても消防法に適合させる必要がありますので、各区消防署予防課へ事前にご相談ください。

また、事業の承継(事業譲渡)により、建築確認の手続きが不要な場合でも、建築基準法等の規定に適合させる必要があります。適合の判断には、専門的な知識が必要となるため、必要に応じて建築士等の専門家にご相談ください。